

いきいき長寿課からのお知らせ

図 いきいき長寿課② 1 2 3

介護保険負担限度額が変更になります

令和6年8月から、介護保険施設入所者の居住費と食費の負担限度額が下表のとおり変更になります。（資産要件に変更はありません。）

下表の条件に該当する方は、負担限度額認定の対象となりますので、認定を受ける場合は申請をしてください。

※令和5年度の限度額認定を受けている方には、申請書を後日送付します。

居住費・食費の負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得の状況※1		預貯金など※2の資産の状況	居住費（滞在費）				食費
				従来型個室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	多床室	
1	生活保護受給者など		要件なし	550円 (380円)	880円	550円	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税	高齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	550円 (380円)	880円	550円	0円	300円
2		前年の合計所得金額+年金収入額の合計金額が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	550円 (480円)	880円	550円	430円	390円 [600円]
3-①		前年の合計所得金額+年金収入額の合計金額が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	430円	650円 [1,000円]
3-②		前年の合計所得金額+年金収入額の合計金額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	430円	1,360円 [1,300円]

・（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

・ [] 内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

・ 区分の決定にあたり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入に含みます。

・ 合計所得金額には、公的年金に係る雑所得を控除した金額を用います。

※1 住民票上世帯が異なる配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合などは対象外）の所得も判断材料となります。

※2 預貯金などに含まれるもの…資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

令和6年度介護保険料の納付をお願いします

第1号被保険者（65歳以上）の方で、特別徴収（年金からの天引き）の方には介護保険料特別徴収開始通知書を、普通徴収（特別徴収以外）の方には令和6年度分の納入通知書もしくは口座振替通知書を、それぞれ7月中旬までに送付します。詳しくは、通知書に同封したお知らせをご覧ください。

7月以降に転入された65歳以上の方には、納入通知書を転入月またはその翌月に送付します。また、7月以降に満65歳になる方には、納入通知書を満65歳到達月（生まれた日の前日の属する月）またはその翌月に送付します。

介護サービス利用料負担軽減事業

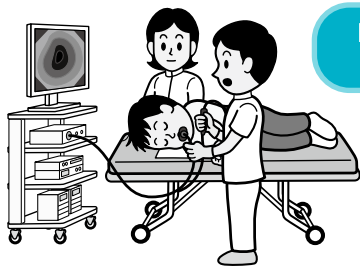
介護保険で受けられる居宅サービスなどの利用料自己負担額の一部を軽減する事業です。

図 住民税非課税世帯に属する方（世帯分離している配偶者が課税されている場合は対象外）、預貯金などが単身で1,000万円以下または夫婦で2,000万円以下の方

※令和5年度の軽減認定を受けている方には、申請書を後日送付します。

●軽減を受ける場合は助成申請が必要です

介護サービス利用後、サービス利用料の自己負担額軽減費を受け取るためには、助成申請が必要です。軽減認定を受けている方は、介護サービスをご利用後、忘れずに助成申請をしてください。



胃カメラによる胃がん検診

11月15日(金)
まで受付中

実施期間 ▶ 7月1日(月)～11月29日(金)

受診方法 ▶ 申込後に送付される受診券を受領後、受診券に記載のある検診実施医療機関に予約をしてから受診してください。

詳しくは、『広報いな』6月号をご覧ください、お問い合わせください。

対 町に住民登録があり、令和7年3月31日現在の年齢が50歳以上の方のうち偶数年齢の方

50歳：昭和49年4月1日～昭和50年3月31日

52歳：昭和47年4月1日～昭和48年3月31日

54歳：昭和45年4月1日～昭和46年3月31日

56歳：昭和43年4月1日～昭和44年3月31日

58歳：昭和41年4月1日～昭和42年3月31日

60歳：昭和39年4月1日～昭和40年3月31日

※以降同じように2歳刻みの方が対象となります。

定 200名（先着順）

申 健康増進課（保健センター） 窓口または電話

骨粗しょう症検診が始まります

骨粗しょう症とは、進行すると骨がもろくなり骨折しやすくなる病気です。骨量の測定を実施し、骨粗しょう症予防をしましょう。

実施期間 ▶ 7月22日(月)～11月30日(土)

対 町に住民登録があり、令和7年3月31日現在の年齢が40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性の方

40歳：昭和59年4月1日～昭和60年3月31日

45歳：昭和54年4月1日～昭和55年3月31日

50歳：昭和49年4月1日～昭和50年3月31日

55歳：昭和44年4月1日～昭和45年3月31日

60歳：昭和39年4月1日～昭和40年3月31日

65歳：昭和34年4月1日～昭和35年3月31日

70歳：昭和29年4月1日～昭和30年3月31日

※勤務先で受診機会のある方、妊娠中の方、骨粗しょう症の治療中または治療予定のある方を除く。

※過去1年以内に医療機関で骨粗しょう症検診を受診したことがある方を除く。

受診方法 ▶ 申込後に送付される受診券を受領後、受診券に記載のある検診実施医療機関に予約をしてから受診してください。

費 500円（受診医療機関でお支払いください。）

申 7月8日(月)～11月15日(金)に、健康増進課（保健センター） 窓口または電話

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

実施医療機関（順不同）

伊奈病院	金崎内科医院
今成医院	木村クリニック
内田クリニック	みなみのメディカルクリニック
おおつ消化器・呼吸器内科クリニック	みやうち内科・消化器内科クリニック
尾崎内科クリニック	世沢整形外科

食中毒にご用心

問 鴻巣保健所

☎048-541-0249

気温、湿度が高くなるこれからの季節は、食中毒のリスクが高まります。特に生や加熱不十分の肉を原因としたカンピロバクターや腸管出血性大腸菌O157などの菌による食中毒が毎年発生しています。

みんなで食中毒を予防しましょう！

食中毒予防の3原則

食中毒菌を、

◎つけない

食材や手はもちろん、肉や魚を扱った後のまな板や包丁もこまめに洗う。

◎増やさない

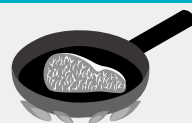
調理したらすぐに食べる。保存する場合は急いで冷ましてから冷蔵庫へ。

◎やっつける

食品は中心部まで十分加熱する。

肉を取り扱う時の注意点

- ・焼く直前まで低温に保つ。
- ・中までしっかり焼く。
- ・トングや箸は使い分ける。



◎生野菜にも食中毒菌が付いていることがあります。冷蔵庫で保管し、流水でよく洗浄してから食べましょう！

◎テイクアウト・デリバリーで購入した食品は、速やかに食べるようにしましょう！